ARTICLE III

1. Each of the Contracting States shall send through diplomatic channels to the other the notification confirming that its internal procedures necessary for the entry into force of this Protocol have been completed. This Protocol shall enter into force on the thirtieth day after the date of receipt of the latter notification.

2. This Protocol shall be applicable:

(a) in the case of Japan, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which this Protocol enters into force.

(b) in the case of Belgium, for taxable periods beginning, or taxable events taking place, on or after 1 January in the calendar year next following that in which this Protocol enters into force.

3. This Protocol shall remain in effect as long as the Convention remains in force.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Brussels on this twenty-sixth day of January, 2010, in the English language.

For the Government of Japan:

横田淳

For the Government of the Kingdom of Belgium:

Didier Reynders

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十二号

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定

日本国政府及びパプアニューギニア独立国政府は、

日本国及びパプアニューギニア独立国（以下「両締約国」という。）において外国投資が国の開発、経済成長及び市民の一般的福祉のために重要であることを認識し、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平なかつ良好な条件を作り出すことを意図し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強する柱であること並びに投資を促進するための両締約国の協同の努力が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを確認し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業及び企業の支店

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。